

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 石 川 修

路 線 名	県道 深谷東松山線
供用開始の区間	東松山市大字石橋字小林一五八 五番一〇地先から 同市大字上野本字円光寺一四 一番三地先まで
供用開始の期日	令和八年六月二十七日 午前十二時
備 考	令和四年五月二十七日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第八号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長二二二・三〇メートル。